

円山小学校前横断歩道橋の取り扱いに関する連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 本協議会は、円山小学校前横断歩道橋の取り扱いに関して、地域住民、関係機関及び札幌市が連携し、その取り扱いの方向性を協議するとともに、当該歩道橋に関係する交通安全対策を検討することを目的とする。

(連絡協議会の委員構成)

第2条 本会議は、次に掲げるものを委員とする。

- | | |
|----------|---|
| (1) 地域住民 | 円山町内会連合会会長
円山第1町内会会長
円山第2町内会会長
円山スクエア町内会会長
円山第3町内会会長
円山第4町内会会長
円山第5町内会会長
円山第6町内会会長
円山第7町内会会長
円山神麓第8町内会会長
円山第9町内会会長
円山第10町内会会長
円山第11町内会会長
円山第12町内会会長
シーアイマンション円山町内会会長
円山新和会会長
円山親交町内会会長
南円山さくら町内会会長 |
| (2) 学校関係 | 市立円山小学校PTA会長
市立円山小学校校長
市立円山小学校教頭 |
| (3) 関係団体 | 円山地区交通安全指導員会会長
交通安全実践会会長
円山地区交通安全母の会会長
西交通安全協会円山支部支部長 |

スクールガードリーダー
主任児童委員
円山児童会館館長

(4) 周辺施設 北海道銀行 鳥居前支店

(5) 札幌市 中央区市民部総務企画課長
中央区市民部円山まちづくりセンター所長
中央区土木部維持管理課長
中央区交通安全運動推進委員会事務局長

(6) 臨時委員 協議会は、必要に応じて、第1号から第5号に規定する以外の者を協議会臨時委員として加えることが出来る。

2 本会議は、協議を行うにあたり、札幌方面西警察署、札幌市建設局総務部道路管理課をオブザーバーとして必要な助言を受けるものとする。

(役員)

第3条 協議会に次の役員を置き、委員の互選によってこれを定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理す。
- 3 会長及び副会長は、次条の会議の開催前に、提出する議題を決定する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、協議会の委員は会議に出席できない場合には、協議会会長の承認を受けて、その委員の委任を受けた者が代理して会議に出席することができる。
- 4 前条第3項において決定した議題に基づき、議長は議事を進行する。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、中央区役所（市民部総務企画課）に置く。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月2日から施行し、当該歩道橋の取り扱いに関する協議が終了した後6月を経過した日をもって廃止する。
- 2 この要綱を改正する必要がある場合は、協議会で決定する。